

施設総合管理所
集中監視制御システム更新工事
公募型プロポーザル実施要領

令和6年8月
岩手県企業局

目次

第1章 工事概要	1
1 趣旨	1
2 本システムの概要	1
(1) 既設集中監視制御システム	1
(2) 遠方監視制御対象施設	2
(3) その他	2
3 施工概要	3
(1) 全体事業期間	3
(2) 現地施工期間	3
(3) 契約締結までのスケジュール	3
(4) 更新対象設備	4
(5) 遠方監視制御装置（子局）IP化	4
4 根拠とすべき法令等	5
(1) 法令	5
(2) 規格、規程等	6
(3) 要綱、基準等	6
(4) 関係仕様書等	7
第2章 参加資格	7
1 応募者の要件	7
(1) 応募者の構成	7
(2) 応募者の参加要件	7
(3) 単体企業又はJVの代表者の参加要件	8
2 参加資格確認基準日	8
第3章 優先交渉権者の選定に関する事項	9
1 優先交渉権者の決定	9
2 評価の視点	9
(1) 事業計画に関する主な視点	9
(2) 設計・施工に関する主な視点	9
5 優先交渉権者の公表	11
第4章 参加資格の確認等	11
1 参加表明書等の提出及び参加資格の確認等	11
(1) 参加表明書等の提出	11
(2) 参加資格の確認	11
2 参加資格の確認等に関する質問書の提出及び回答	12

(1) 質問書の提出.....	12
(2) 質問に対する回答.....	12
3 現場説明会の開催等.....	12
(1) 現場説明会	12
(2) 守秘義務対象資料の提供.....	13
4 プロポーザルの参加辞退.....	13
第5章 技術提案書等の確認等.....	13
1 提案にあたっての前提条件.....	13
(1) 提案・見積の対象範囲.....	13
(2) 提案・見積の対象外の内容.....	14
(3) その他の前提条件.....	14
2 提案の内容	14
(1) 事業計画に関する提案.....	14
(2) 設計・施工に関する提案.....	15
(3) その他の関係資料の添付.....	16
(4) 本工事価格の提案.....	16
3 技術提案書の確認等に関する質問書の提出及び回答.....	16
(1) 質問書の提出.....	16
(2) 質問に対する回答.....	17
4 技術提案書等の提出.....	17
(1) 提出に関する事項.....	17
(2) 留意事項	17
5 ヒアリングの実施.....	17
(1) 実施日	17
(2) 実施場所	17
(3) 時間	18
(4) その他	18
第6章 その他	18
1 使用言語、通貨	18
2 応募に伴う費用の負担.....	18
3 情報提供	18
4 契約	18
5 予定価格の設定	18
6 公募型プロポーザルの中止等.....	18
7 本件に関する問合せ及び資料提出先.....	19
8 その他の留意事項.....	19

(1) 著作権の帰属.....	19
(2) 特許権等の使用による責任の所在.....	19
(3) その他	19

第1章 工事概要

1 趣旨

施設総合管理所集中監視制御システム更新工事（以下「本工事」という。）により、施設総合管理所に設置している集中監視制御システムを更新するものである。

本工事では、最新の技術動向を踏まえ、集中監視制御の信頼性の向上とライフサイクルコストの低減を図ること目的に、監視制御システムの最新技術の導入に係る技術提案を受け、総合的に最も優れた技術提案を取り入れるため、「岩手県企業局所管建設工事に係る公募型プロポーザル実施要綱（令和2年6月18日施行）」に基づき、公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注工事）により優先交渉者を選定し契約を締結するものであり、本要領は、公募型プロポーザルの実施に係る必要な事項を定めるものである。

2 本システムの概要

(1) 既設集中監視制御システム（以下、「既設システム」という。）

既設システムは、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が管理する県内22か所の水力発電所等を、施設総合管理所（岩手県盛岡市上田字松屋敷95番1）から遠方監視制御するものであり、平成26年度に更新し現在運用している。

既設システムの主な機能について表1に示す。

表1 既設システムの主な機能

項目	概要
運転監視制御	遠方から発電所等の状態監視及び運転制御を実施 (一部発電所においては、自動で出力調整が可能)
トレンド表示	各種データを任意に組み合わせ、時系列で表示するトレンドグラフを作成
帳票作成	システムに蓄積された各種データを自動的に指定書式へ書き込み、日報・月報等の帳票を自動作成
Web 監視	インターネット経由で発電所等の状態や運転記録を配信。帳票等のデータをダウンロード可能

(2) 遠方監視制御対象施設

遠方監視制御対象施設の一覧を表2に示す。

表2 主要設備諸元

	施設名	既設システムでの取扱	備 考
1	胆沢第二発電所	監視制御	
2	岩洞第一発電所	監視制御、自動制御	
3	岩洞第二発電所	監視制御、自動制御	
4	逆川揚水所	監視制御、自動制御	
5	岩洞取水口	監視制御	
6	仙人発電所	監視制御、自動制御	
7	四十四田発電所	監視制御、自動制御	
8	御所発電所	監視制御、自動制御	
9	滝発電所	監視制御	
10	北ノ又発電所	監視制御	
11	北ノ又第二発電所	監視制御	
12	入畑発電所	監視制御	
13	松川発電所	監視制御	
14	早池峰発電所	監視制御	
15	柏台発電所	監視制御	
16	北ノ又第三発電所	帳票のみ	監視制御は対象外
17	胆沢第四発電所	監視制御	
18	胆沢第三発電所	監視制御	
19	築川発電所	監視制御	
20	岩洞堰堤管理事務所	監視のみ	本工事で遠方監視装置(子局)を更新
21	くずまき風力発電所	監視のみ	他社設備
22	施設総合管理所	監視制御	

(3) その他

その他詳細事項は「要求水準書」を参照のこと。

3 施工概要

(1) 全体事業期間

本工事の全体工程を表3に示す。

表3 本工事全体工程

項目	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
発注手続き	公告 →			
現地調査・設計		契約 →		
製作・工場試験			→	
機器搬入・現場据付				→
各種試験 (単体・対向)				→
撤去・完成図書作成				→ 完成

(2) 現地施工期間

本工事の現地施工開始は令和8年度を見込んでおり、運用開始時期は令和9年度を予定している。なお、運用開始時期が早まることを妨げるものではない。

(3) 契約締結までのスケジュール

本工事の公募から契約締結までのスケジュールを表4に示す。

表4 契約締結までのスケジュール

日程	項目	備考
令和6年8月23日	公募開始及び参加表明、参加資格に関する質問の受付開始	
令和6年9月3日	参加資格に関する質問の提出期限	当日午後5時までに必着
令和6年9月10日	参加資格に関する質問の回答(予定)	
令和6年9月13日	参加表明書等の提出期限	当日午後5時までに必着
令和6年9月20日	資格審査結果の通知	
令和6年9月25日	現場説明会参加名簿者の提出期限	当日午後5時までに必着
令和6年9月27日 (予定)	現場説明会(資料配布) 技術提案書等の確認等に関する質問受付開始	参加資格審査を通過した応募者を対象
令和6年9月30日	技術提案書等の受付開始	
令和6年10月7日	技術提案書等の確認等に関する質問の提出期限	当日午後5時までに必着
令和6年10月15日	技術提案書等の確認等に関する質問の回答(予定)	
令和6年10月21日	技術提案書等の提出期限	当日午後5時までに必着
令和6年10月28日 (予定)	応募者へのヒアリング等 技術提案等の審査	プレゼンテーション、質疑応答等
令和6年10月31日	優先交渉権者の決定・通知	
令和6年11月	優先交渉権者と契約締結に係る協議	
	見積合せ	
	契約締結	

(4) 更新対象設備

主な更新対象設備を表5に示す。

表5 主な更新対象設備

設備	構成機器	設置場所
サーバ類	監視制御サーバ、データメンテナンスサーバ・クライアント、データ保存PC、WEBサーバ、TC対向部、自所他入出力部、タイムサーバ、通信機器類	施設総合管理所 機器室
操作卓等	操作卓、警報盤、マルチモニタ・制御装置・操作PC、プリンタ	施設総合管理所 制御室
警報盤	警報盤	施設総合管理所 休養室
子局	岩洞堰堤遠方監視装置	岩洞堰堤管理事務所

(5) 遠方監視制御装置(子局)IP化

既設の遠方監視制御装置(子局)の通信方式をCDT方式からIP(PMCN)方式に変更するため、対象の子局にCDT-IP変換装置を設置すること。IP化の対象は「要求水準書」参照。

なお、子局から親局の間の光回線の整備は、本工事の対象外とする。

4 根拠とすべき法令等

本工事の実施に当たっては、関連の各法令等によることとする。関連各法令等のうち、主なものは以下のとおり。

(1) 法令

- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・ 河川法（昭和39年法律第167号）
- ・ 特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）
- ・ 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）
- ・ 砂防法（明治30年法律第29号）
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ・ 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第50号）
- ・ 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）
- ・ 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）
- ・ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- ・ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 環境基本法（平成5年法律第91号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）
- ・ クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ・ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（昭和12年法律第100号）
- ・ 計量法（平成4年法律第51号）
- ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ・ 気象業務法（昭和27年法律第165号）

(2) 規格、規程等

- ・ 日本産業規格（JIS）
- ・ 電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・ 日本電気工業会標準規格（JEM）
- ・ 日本電線工業会標準規格（JCS）
- ・ 日本照明器具工業会規格（JIL）
- ・ 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- ・ 電気技術規格（JEAC）
- ・ 電気技術指針（JEAG）
- ・ 圧力容器構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ クレーン構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ 電気機械器具防爆構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・ 発電電規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 電気保安通信規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 内線規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 系統連系規格（一般社団法人日本電気協会）
- ・ 高圧受電設備規程（一般社団法人日本電気協会）

(3) 要綱、基準等

- ・ 河川砂防技術基準（国土交通省）
- ・ ダム・堰施設技術基準(案)（国土交通省）
- ・ 発電水力設備の技術基準と官庁手続き（一般社団法人電力土木技術協会）
- ・ コンクリート標準示方書（公益社団法人土木学会）
- ・ 水門鉄管技術基準（一般社団法人電力土木技術協会）
- ・ 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- ・ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・ 電気協同研究（一般社団法人電気協同研究会）
- ・ 電力品質確保に係る系統連系技術要件のガイドライン（資源エネルギー庁）
- ・ 河川構造物の耐震性能照査指針（水管理・国土保全局治水課）
- ・ 岩手県企業局所管建設工事に係る公募型プロポーザル要綱（岩手県企業局）

(4) 関係仕様書等

- ・ 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- ・ 電気設備工事施工管理基準（案）及び規格値（国土交通省）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省）
- ・ 土木工事共通仕様書（岩手県県土整備部）
- ・ 電力制御システムセキュリティガイドライン（日本電気協会）
- ・ 岩手県情報セキュリティポリシー（岩手県）

第2章 参加資格

1 応募者の要件

(1) 応募者の構成

応募者は、単体企業又は2者の構成員からなる任意に結成された特定共同企業体（以下「JV」という。）とする。ただし、提案を行う単体企業又はJVの構成員は、他の応募者（JVの構成員を含む。）として参加できない。

応募者がJVである場合は、代表となる構成員（以下「代表者」という。）を定めるものとし、代表者がJVを代表し提案手続を行うものとする。

なお、第4章の1(1)に規定する参加表明書等の提出以降は、JVを構成する構成員の変更は認めない。ただし、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合で企業局長が変更を認めたときは、この限りでない。

(2) 応募者の参加要件

応募者（JVの構成員を含む。）は、以下の要件を全て満たしていなければならない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれの規定にも該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ウ 第4章の1(1)に規定する参加表明書の提出期限の日から優先交渉権者決定の日までの間に、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）に基づく指名停止若しくは文書警告に伴う非指名を受けていないこと。
- エ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。（アに規定する者を除く。）
- オ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条の規定に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- カ 応募者が単体企業の場合はその企業が、JVの場合は代表者が法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていること。
- キ 滞納している国税等徴収金がないこと。

(3) 単体企業又はJVの代表者の参加要件

単体企業又はJVの代表者は、以下の要件を全て満たしていなければならない。

- ア 電気通信工事業に関する特定建設業許可を有していること。
- イ 平成21年4月1日以降に、次のいずれかの工事を元請として施工した実績を有すること（JVの構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。
 - (ア) 複数の水力発電所に係る遠方監視制御設備1式の新設
 - (イ) 複数の水力発電所に係る遠方監視制御設備1式の更新
- ウ 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として本工事に専任で配置できること。ただし、専任補助者を配置する場合における主任技術者又は監理技術者については、施工経験に関する基準を除く。
 - (ア) 1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - (イ) 平成21年4月1日以降に、元請として複数の水力発電所に係る遠方監視制御設備新設又は更新工事を施工した経験を有すること。
 - (ウ) 電気通信工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有すること。
 - (エ) 2に示す参加資格確認基準日の日前3か月以上継続して雇用している者であること。
- エ 専任補助者を配置する場合は、ウの基準を満たす者を専任補助者として配置できること。
- オ 構成員のうちで出資比率が最大の者であること。

(4) JVの代表者以外の構成員の参加要件

JVの代表者以外の構成員は、以下の要件を全て満たしていなければならない。

- ア 岩手県内に建設業法に基づく主たる営業所を有すること。
- イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置することができること。
 - (ア) 1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - (イ) 電気通信工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有すること。
 - (ウ) 2に示す参加資格確認基準日の日前3か月以上継続して雇用している者であること。
- ウ 電気通信工事業に関する特定建設業許可を有していること。
- エ 出資比率が30%以上であること。
- オ JVの構成員は、当該JV以外のJVの構成員として本件入札に参加することはできない。

2 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書等の提出期限日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から優先交渉権者の決定日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなると認められる場合は、その時点で当該応募者を審査の対象としない。

第3章 優先交渉権者の選定に関する事項

1 優先交渉権者の決定

企業局が設置する選定委員会（以下「委員会」という。）において、本章の基準に基づき、厳正かつ公平に技術提案等の審査を行う。企業局長は、その結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

2 評価の視点

本工事では、特に以下の点を踏まえて、各方面から専門的かつ詳細な評価を行う。

(1) 事業計画に関する主な視点

事業趣旨を理解したうえで、全体のスケジュールを把握するとともに、運転中の発電所の監視制御や発電停止の期間の短縮、工程に遅延を生じさせない適切な管理の方法等が考慮された工事計画となっていること。

(2) 設計・施工に関する主な視点

発電所を安全に制御するために必要な信頼性や確実性、操作性を有しており、IoT・AI等を活用した、従来より高度な監視や業務の効率化に向けた実現性の高い具体的な技術が提案されていること。

また、更新後の集中監視制御システム（以下、「新システム」という。）のメンテナンス方法や保守管理、子局の追加や更新などに対する拡張性や新システム改修に係る費用の低減を考慮し、運用開始後10年以上を想定したライフサイクル計画になっていること。

3 評価の方法

(1) 委員は技術提案等について以下の表6に基づき評価し、委員会は各委員の評点を合計した総評点を委員会としての評価点数とする。

なお、総評点が同点の場合には、委員会において合議のうえ順位を決定するものとする。

(2) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において技術提案等に基づく審査を行い、本工事を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(3) 委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められる場合などにより、委員会の開催日において、順位の決定又は(3)に定める評価の決定に至らなかった場合においては、後日、再度審査を行って順位等を決定するものとする。

この場合、持ち回りによって審査、決定することもできるものとする。

4 失格基準

以下の場合には失格とする。

(1) 見積価格が上限価格を超える場合

(2) 総評点が満点に対して4割に満たない場合

表 6 評価項目と配点等

評価項目	評価視点	配点
1 事業計画に関する項目		計 20 点
事業コンセプト及び事業実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業趣旨を十分に理解した上で、事業の特性を踏まえた的確で魅力ある方針やコンセプトが掲げられているか。 ➢ 円滑な事業の実施や適切な施工管理に期待できる施工実績を有し、経験豊富な技術者を配置するなど、適切な事業実施体制が構築されているか。 ➢ 岩手県内に建設業法に基づく主たる営業所を有しているか（JVの場合、代表者以外の構成員も対象とする）。 	10 点
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 必要な申請や事務手続きを含めた事業全体のスケジュールを把握し、運転中の発電所の監視制御や発電の停止期間の短縮、工程遅延を生じさせない適切な管理の方法等が提案されているか。 ➢ 新システム運用開始までの既設システム改修費用を低減するため、子局 IP 化の時期などに配慮して、一部の運用を開始する事業スケジュールであるか。 	10 点
2 設計・施工に関する項目		計 80 点
運転監視制御システム構築に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 発電所を安全に制御するために必要な信頼性や確実性、操作性を有しているか。 ➢ セキュリティが十分確保されているか。 ➢ 他社のシステム（外部連携）とデータの受け渡しが容易であるか。 ➢ 災害やシステム障害時に対応する具体的な提案がされているか。 	20 点
監視制御の機能に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 要求する水準以上の機能が提案されているか。 ➢ 監視業務を支援・補助する工夫や機能など、業務の効率化や職員の負担軽減につながる提案がされているか。 	20 点
新技術を活用した高度な運転監視	<ul style="list-style-type: none"> ➢ IoT・AI等を活用した、従来より高度な監視や業務の効率化に向けた実現性の高い具体的な技術が提案されているか。 	20 点
竣工後の維持管理とメンテナンス体制	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保守管理や定期交換部品に係る費用の低減に配慮した具体的方策が示されており、実現性の高い提案がされているか。 ➢ 点検や障害時の保守体制が充実しているか。 ➢ 将来、発電所（子局）等を追加または更新した場合の拡張性や新システム改修に係る費用について、具体的な提案がされているか。 	20 点
3 価格に関する項目		計 20 点
上限価格の低減	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 上限価格に対し低減を図っているか、次の計算式により評価する。 ➢ 配点 $(10.0) \times \{1 - (\text{見積価格} / \text{上限価格})\} \times 10$ ※ 評価点は、小数点以下第 1 位を四捨五入し、整数とする。 ※ 最低評価点は 0 点とする。 ※ 見積価格が上限価格を超える場合は失格とする。 ※ 見積価格は、上限額の 90% から 100% の範囲を想定しており、90% 未満の提案があった場合でも、本評価は 10 点を上限とする。 	10 点
ライフサイクルコストの低減	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本システムの見積価格（初期費用）と 10 年間の保守費用の合計額（ライフサイクルコスト）により評価する。 ➢ 配点 $(10.0) \times (\text{全提案者中の最低価格} / \text{提案価格})$ ※ 評価点は、小数点以下第 1 位を四捨五入し、整数とする。 	10 点
合計		120 点

【評価区分】（価格に関する項目を除く）

配点	A 特に 優れている	B 優れている	C やや 優れている	D 妥当	E 優れて いない	F 提案・記載 なし
10	10	8	6	4	2	0
20	20	16	12	8	4	0

5 優先交渉権者の公表

企業局長は、審査結果を優先交渉権者に対し通知するとともに、岩手県のホームページで公表する。ただし、公表にあたっては、優先交渉権者を除く応募者が特定されない方法により行う。

第4章 参加資格の確認等

1 参加表明書等の提出及び参加資格の確認等

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり関係書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

- | | |
|-------------------------------------------------|----|
| (ア) 公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式-①または②） | 2部 |
| (イ) 参加資格確認調書（第2号様式） | 2部 |
| (ウ) 暴力団排除に係る誓約書（第3号様式） | 2部 |
| (エ) 会社概要書（任意様式、パンフレット等も可） | 2部 |
| (オ) 役員名簿（第4号様式） | 2部 |
| (カ) 商業登記簿謄本
（履歴事項全部証明書、提出日において発行日より3ヶ月以内のもの） | 2部 |
| (キ) 印鑑証明書（提出日において発行日より3ヶ月以内のもの） | 2部 |
| (ク) 法人税及び消費税に係る納税証明書（税務署発行 その3の3） | 2部 |
| (ケ) 都道府県税に係る納税証明書（本店所在地の都道府県発行） | 2部 |
| (コ) 企業単体の財務諸表（直近3期分） | 2部 |
| (サ) 連結決算の財務諸表（直近3期分、連結子会社がある場合） | 2部 |

※ J Vとして参加する場合には、特定共同企業体協定書の写し（2部）のほか(イ)から(サ)までの書類を全ての構成員に関して提出すること。

イ 提出期間

公募開始の日から令和6年9月13日午後5時まで必着

ウ 提出方法

第6章の7の本件に関する問合せ及び資料提出先へ郵送（簡易書留又は書留）のこと。

(2) 参加資格の確認

企業局長は、公募型プロポーザルに参加表明を行った応募者から提出された参加表明書等を基に本実施要領に定める参加資格要件を満たすことを確認する手続き（以下「資格審査」

という。)を実施する。

ア 参加資格審査結果の通知

企業局長は、参加表明書等を提出した応募者に対し、個別に資格審査結果を通知する。

※ 参加表明書等の受理後7日以内に通知

イ 資格審査結果の説明請求

参加資格を満たさなかった応募者は、次により資格審査結果に対する理由の説明を請求することができる。

(ア) 請求期限

前項アの通知に記載の日まで

(イ) 請求方法

任意の様式による書面（A4縦）により第6章の7の本件に関する問合せ及び資料提出先へ持参又は郵送（簡易書留又は書留）のこと。

※ 企業名、担当部署、氏名、電話及びFAX番号を併記すること。

(ウ) 回答方法

企業局長は、説明の請求を受理した日から10日以内（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）に請求者に対して書面により回答する。

2 参加資格の確認等に関する質問書の提出及び回答

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、本要領及び応募者の要件等について次のとおり質問することができる。

(1) 質問書の提出

ア 提出期間

公募開始の日から令和6年9月3日午後5時まで必着

※ 受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

質問書（第5号様式）に質問事項等を記載し、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により、第6章の7の本件に関する問合せ及び資料提出先へ提出すること。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けられないものとする。

(2) 質問に対する回答

ア 回答方法

企業局長は、質問書を受理した日から5日以内（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）に岩手県のホームページに掲載する。

イ その他

(ア) 回答の際、質問を行った企業名又はJV名は公表しない。

(イ) 質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しないことがある。

3 現場説明会の開催等

(1) 現場説明会

企業局長は、参加資格審査の結果、当該参加資格を有していると認めた応募者を対象に現

場説明会を開催する。

また、技術提案書等の提出にあたっては、本現場説明会への参加を条件とする。

なお、JVの場合は、代表企業が現場説明会に参加することを絶対条件とする。

ア 日時

参加資格審査結果と併せて、日時を通知する（令和6年9月20日までに通知予定）。

イ 集合場所（開催場所）

施設総合管理所（盛岡市上田松屋敷95番1）

ウ 参加人数

参加できる人数は1者あたり3名までとする。

令和6年9月25日までに、第6章の7の本件に関する問合せ及び資料提出先へ、現場説明会参加者名簿（第6号様式）をメールまたはFAXにより提出すること。

エ 備考

参加者を確認するため、現場説明会当日に参加者全員の名刺を提出すること。

(2) 守秘義務対象資料の提供

現場説明会の参加時に守秘義務対象資料提供申込書及び守秘義務に関する誓約書（第7号様式-①及び②）を提出した者に対し、以下の資料一式を電子媒体（DVD-Rを予定）で提供する。

ア 既設システムの全体概要

イ プロコン制御仕様

ウ 伝送項目表

エ 図面（既設機器配置図、建屋平面図、縦断図等）

4 プロポーザルの参加辞退

本プロポーザルの参加を辞退する者は、現場説明会終了後から令和6年10月21日までに、公募型プロポーザル参加辞退届（第8号様式-①または②）を提出すること。

なお、技術提案書等の提出後の参加辞退は認めない。

第5章 技術提案書等の確認等

1 提案にあたっての前提条件

第4章の3の現場説明会に参加した者は、次の前提条件を踏まえて技術提案書（第9号様式）等を提出するものとするが、(1)提案・見積の対象範囲を超える更新、改修、補修についての提案を妨げるものではない。

(1) 提案・見積の対象範囲

ア 更新工事関連

(ア) 更新対象設備の設計、製作、輸送及び据付

なお、主な更新対象設備については表5に示すとおりであるが、詳細については要求基準書に示す。

(イ) 電力ケーブル、通信線等必要な配管・配線設計および工事

(ウ) 工場試験および現地試験

- (エ) 子局との対向試験
 - なお、通信回線は、専用回線（光回線）とし、屋内の配線は本工事で施工する。
- (オ) 総合試運転等試験調整
- (カ) 既設システム撤去
- (2) 提案・見積の対象外の内容
 - ア 専用回線（光回線）契約に関すること
 - イ 用地取得・用地補償・地権者調整等（資材置場、現場事務所等の仮設関係を除く）
- (3) その他の前提条件
 - ア 要求仕様・条件
 - 要求水準書による。
 - イ 契約不適合責任期間等の考え方
 - 次の期間内において、本工事に係る契約を企業局長と締結した者（以下「受注者」という。）の責に起因する破損、故障等の不具合が発生したときは、受注者の費用負担による修補を要求する。
- (ア) 集中監視制御システム更新に係るもの 引渡後2年間
- (イ) 上記に係る重大な過失等に起因するもの 引渡後10年間
- ウ 上限価格
 - 1,039,900千円（税抜）とする。なお、上限価格を超える提案は失格とする。

2 提案の内容

主な提案内容は次のとおりであるが、示した範囲を超える更新、改修、補修についての提案を妨げるものではない。

(1) 事業計画に関する提案

ア 事業実施体制等

(ア) 応募者の施工実績について、次のとおり提出するものとする。（応募者実績評価書（第10号様式））

- ① 施工実績は直近15年間に完成したものとする。
- ② 提出する件数は直近の実績から数え、最大10件まで提出することができる。

(イ) 配置予定技術者の施工実績について、次のとおり提出するものとする。（配置技術者実績評価書（第11号様式））

- ① これまでの施工経験として自社以外の経験も認めるものとするが、コリンズ等によりその経験を証明できる場合に限る。
- ② 施工経験年数の内訳については、一覧表（添付資料1（任意様式）、以下、「添付資料」は任意様式を示す）にまとめること。

イ 事業スケジュール

本工事に係る事業スケジュールについて、次の項目を示すものとする。（添付資料2）
 現地工事期間の検討にあたっては、既設システム設備の撤去時期（令和8年度から令和9年度を予定）や子局IP化*を考慮するものとし、契約から施工完了までの事業スケジュールを作成すること。なお、表3で示す全体事業期間を短縮する実現性が高い事業スケジ

ユールの提案は、評価の加点対象とする。

※子局IP化に伴い既設システムの改修が必要となるが、子局IP化と新システム運用開始のタイミングを合わせた場合は既設システムの改修(本工事の対象外)は不要となるもの。なお、子局IP化の実施年度は要求水準書に示す。

また、発電所の監視制御や発電停止に係る期間を可能な限り短縮するとともに、工程遅延を生じさせない適切な管理の方法等について併せて提案すること。

- (ア) 更新対象設備等に係る設計期間
- (イ) 更新対象設備等の製作期間
- (ウ) 更新対象設備等の輸送期間
- (エ) 設備更新に必要な現地工事の手順・実施期間
- (オ) 現地試験期間
- (カ) 既設システム等の撤去期間

(2) 設計・施工に関する提案

ア 集中監視制御システム構築に関する提案

次の点を含めて記載すること。(添付資料3)

- ・システム構成
- ・画面構成
- ・警報発報方式
- ・付加機能
- ・セキュリティの確保に関する方策
- ・外部システムとの互換性
- ・災害やシステム障害時の対策

イ 監視制御の機能に関する提案

次の点を含めて記載すること。(添付資料4)

- ・新システムの各機能(要求水準書第3章「1 新システムの仕様に関する要求水準」を満たすもの)
- ・監視業務を支援・補助する工夫や機能など、業務の効率化や職員の負担軽減につながる提案
- ・操作性や視認性に配慮した対策
- ・軽微な変更に伴うユーザー側のカスタマイズ性

ウ 運転監視業務に資する新技術の導入に関する提案

次の点を含めて記載すること。(添付資料5)

なお、提案は複数件受け付けるものとし、提案の効果や採用件数等により評価する。

- ・導入実績
- ・導入による効果

エ 竣工後の維持管理とメンテナンス体制に関する提案

設置から最低10年間は運用することを想定するとともに、ライフサイクルコストに配慮し、経済的かつ効果的に運用できる年数について提案すること。提案価格は、本システムの見積価格(初期費用)と10年間の保守費用の合計額(ライフサイクルコスト)により評

価する。

なお、次の点を含めて記載すること。(添付資料6)

- ・保守管理や定期交換部品（ハードディスクやルータなど）について、上記の期間、運用することを想定した計画とその費用。なお、費用は現在価格で算出するものとし、消費税及び地方消費税は10%で計算し、税込及び税抜の価格を併記すること。
- ・点検や障害発生時の体制（遠隔保守など）
- ・発電所（子局）等の追加に伴う拡張性や新システム改修費用の低減策
- ・撤去費用

(3) その他の関係資料の添付

(1)及び(2)に加え、次の資料も添付すること。

- ア システム構成図（添付資料7）
- イ 設備更新平面図及び断面図（添付資料8）
- ウ 作業ヤードを含めた現場仮設図（添付資料9）

(4) 本工事価格の提案

本工事に係る価格について、以下のとおり提案するものとする。(総額：第12号様式、価格内訳書:添付資料10)

ア 見積条件

- (ア) 見積の有効期限は、令和6年度末とする。
- (イ) 令和6年度と令和7年度は、出来高払い予定していない。ただし、工期短縮に伴い一部工事が完成する場合は、発注者と受注者と協議により各年度の出来高を定める。
- (ウ) 消費税及び地方消費税は10%とし、税抜及び税込の価格を併記すること。

イ 見積範囲

次の費用について見積りすること。なお、令和8年度以降の各年度における出来高相当額及び内容について内訳を提示すること。

- (ア) 納入するすべての機器費
- (イ) 本工事に係る設計費
- (ウ) 本工事に係る直接工事費（機器輸送費、労務費、材料費、直接経費、撤去費等）
- (エ) 試運転調整費（供用開始後の技術検証を含む）
- (オ) 本工事に係る間接工事費（共通仮設費、現場管理費、機器間接費等）
- (カ) 一般管理費等

3 技術提案書の確認等に関する質問書の提出及び回答

現場説明会に参加した者は、技術提案書の作成に必要な事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 質問書の提出

ア 提出期間

現場説明会の日から令和6年10月7日午後5時まで必着

※ 受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

質問書(第5号様式)により、第6章の7の本件に関する問合せ及び資料提出先へ持参、FAX、電子メールのいずれかの方法により行うこと。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けられないものとする。

(2) 質問に対する回答

ア 回答方法

企業局は、現場説明会参加者全員に質問書を受理した日から5日以内(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)にメールまたはFAXにより回答する。

イ その他

(ア) 回答の際、質問を行った企業名又はJV名は公表しない。

(イ) 質問の趣旨や内容が不明確なものは、回答しないことがある。

4 技術提案書等の提出

(1) 提出に関する事項

ア 提出書類

(ア) 技術提案書(第9号様式)	2部
(イ) 応募者実績評価書(第10号様式)	9部
(ウ) 配置技術者実績評価書(第11号様式)	9部
(エ) 提案資料(任意様式)	9部
(オ) 価格提案書(第12号様式)	2部
(カ) 提案内容の電子データ(DVD-R等)	2部

イ 提出期間

現場説明会参加の翌日から令和6年10月21日午後5時まで必着

※ 受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法

第6章の7の本件に関する問合せ及び資料提出先へ持参又は郵送(簡易書留又は書留)

(2) 留意事項

ア 企業局長は、提出された提案資料に関する追加資料を応募者に対して求めることができる。

イ 提出期限以降の差し替えや再提出は認めない。

ウ 技術提案書の提出は、1応募者につき1件とする。

5 ヒアリングの実施

技術提案書等を提出した者に対し、以下の内容について詳細を別途通知する。

(1) 実施日

令和6年10月下旬頃を予定

(2) 実施場所

盛岡市内を予定

(3) 時間

1 者あたり 1 時間程度とする。(質疑応答を含む)

(4) その他

ア ヒアリングは非公開とする。

イ ヒアリングに参加できる人数は 1 者あたり 5 名までとし、参加表明書等に記載の企業（JV の場合は構成員の企業）のみとする。

ウ プレゼンテーションは、提案資料の内容の範囲において行うこととし、追加提案の説明は認めない。

エ プレゼンテーションに使用する投影機器（大型モニタ、スクリーン、プロジェクター、等）やパソコン用の電源(AC100V)は、企業局で用意するが、プレゼンテーションに使用するパソコンやパワーポイント等は、応募者が用意すること。

なお、企業局が準備する機器の詳細は、ヒアリングの参加者に別途通知する。

オ ヒアリングに参加しなかった者の提案は無効とする。

第 6 章 その他

1 使用言語、通貨

使用言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円に限る。

2 応募に伴う費用の負担

本工事の応募に伴う費用は、いかなる場合であっても応募者の負担とする。

3 情報提供

本工事に関する情報提供は、岩手県のホームページを通じて適宜行う。

4 契約

(1) 企業局長は、優先交渉権者と協議のうえ、本工事に係る契約を締結する。なお、協議の結果、優先交渉権者との間において、本工事に係る契約の締結に至らなかった場合、委員会における総合評価点が高い応募者から順に協議を行う。

(2) 企業局長は、契約を締結した者が優先交渉権者と異なる場合、契約締結後に契約者名を公表するものとする。

5 予定価格の設定

企業局長は、予定価格の設定にあたっては、優先交渉権者が提出した技術提案書を尊重するものとし、優先交渉権者と契約手続きを行う。

6 公募型プロポーザルの中止等

企業局長は、公正に本要領に係る手続を執行できないと認められる場合や工事の目的を達成できないと判断される場合には、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

この場合、速やかにその旨を岩手県のホームページにおいて公表する。

なお、この場合であっても応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

7 本件に関する問合せ及び資料提出先

岩手県企業局業務課 電気担当

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11-1

TEL : 019-629-6399

FAX : 019-629-6404

E-mail : EB0003@pref.iwate.jp

8 その他の留意事項

(1) 著作権の帰属

本工事における提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

(2) 特許権等の使用による責任の所在

応募者が提案審査書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

(3) その他

本要領に基づき提出されたすべての書類については、返却しないものとする。

また、契約とならなかった応募者の審査書類については、企業局長は責任を持って廃棄する。